

京都市告示第 1 1 2 号

京都市桂授産園の指定管理者から,京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例第 4 条第 3 項の規定に基づき,臨時に休所することについて,下記のとおり申請があったため,これを承認しました。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する施設名及び臨時に休所する日

施設名	臨時休所日
京都市桂授産園	平成 3 1 年 4 月 3 0 日, 同年 5 月 1 日及び同月 2 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)